第14　就労継続支援Ｂ型
　1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）
　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
　　(1)　利用定員が20人以下
　　　㈠　平均工賃月額が４万８千円以上の場合　837単位
　　　㈡　平均工賃月額が４万５千円以上４万８千円未満の場合　812単位
　　　㈢　平均工賃月額が３万８千円以上４万５千円未満の場合　805単位
　　(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）
　　(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
　　(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
　　(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）
　　(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
　　(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）
　　(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）
　　(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
　　(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）
　　(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）
　　(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
　　(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）
　　(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から14の５までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数）

第14　就労継続支援Ｂ型
　1　就労継続支援Ｂ型サービス費（１日につき）
　　イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)
　　(1)　利用定員が20人以下
　　　㈠　平均工賃月額が４万５千円以上の場合　837単位
　　　（新設）
　　　㈡　平均工賃月額が３万５千円以上４万５千円未満の場合　805単位